

平成24年4月23日

各 位

大成建設株式会社

建設業法に基づく営業停止処分について

この度、当社は、財団法人東京都新都市建設公社が発注する特定土木工事に係る独占禁止法違反事件（平成9年10月～平成12年9月）により、建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記の通り営業停止処分を受けました。

このような事態に至りましたことを深く反省し、お客様はもとより、株主をはじめとするご関係の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、今般の処分を厳粛に受け止め、深く反省致しますとともに、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの
又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

2. 期 間

平成24年5月8日から平成24年5月22日までの15日間

以 上